

(参考)
 電子行政オープンデータ推進のための具体的取組
 ①二次利用を促進する利用ルールを整備
 ②機械判読に適したデータ形式での公開の拡大
 ③データカタログ(ポータルサイト)の整備
 ④公開データの拡大
 ⑤普及・啓発、評価
 (「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」
 (平成25年6月14日 IT戦略総合本部決定)より)

一般国民、民間企業等

公共データの活用

統計情報

地理空間情報
(G空間情報)

防災・減災情報

集計表

メタデータ

政府統計の総合窓口
(e-Stat)

調達情報

人の移動に関する情報

白書

その他

各府省における保存期間が満了した行政文書のうち「歴史資料として重要なもの」については、国立公文書館へ移管

国立公文書館

公的機関、研究者等

調査票情報等の「二次的利用」

オーダーメイド集計

匿名データ

調査票情報
(原票を除く)

メタデータ

事業所母集団データベース

調査票情報
行政記録情報

事業所母集団DB
情報の提供

公的機関

調査票(原票)

メタデータ

政府統計オンライン調査総合窓口
(オンライン調査システム)

調査票(原票)

オンライン調査への回答

一般国民、民間企業等